

## 広島県告示第百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	土 砂 灾 害 警 戒 区 域	所 在 地
下陰地（一 一二九八一 二） 崩壊急傾斜地の	自然の因となる現象の発生原の土砂災害	広島県世羅郡世羅町黒川地内
次の図のとおり	表 区 域 示 の	
下陰地（一 一二九八一 二） 崩壊急傾斜地の	区域の名称	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域
次の図のとおり	自然の因となる現象の発生原の土砂災害	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害等土砂二示 め第へ関防に災害にび る八平す止お災害に 事十成る対け警規法 項四十法策る警規法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。